

議員提出議案第5号

「要介護1・2」の生活援助等を引き続き介護保険給付として維持することを
求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり滑川市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和4年12月19日

滑川市議会議長 尾崎 照雄 様

提出者 滑川市議会議員

岩城 晶巳

大浦 豊貴

竹原 正人

古沢 利之

開田 晃江

中川 勲

「要介護1・2」の生活援助等を引き続き介護保険給付として維持することを求める意見書

今年9月から始まった社会保障審議会介護保険部会に、介護保険制度の根幹にかかわる改正案が提案されていた。

中でも、「要介護1・2の人の生活援助等を介護保険制度の給付対象から外し、市区町村の支援事業（総合事業）に移行する」という提案は、介護保険制度の根幹にかかわる制度の変更であり、受け皿となる市区町村の総合事業の基盤整備が進んでいない中で強行することはあってはならず、自治体の財政上の負担も含めて軽視できないものと考えている。

よって、国会及び政府におかれては介護保険制度の根幹にかかわる今回の提案を撤回し、地域包括ケアシステムを継続し、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、丁寧な取り組みを進められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

滑川市議会